

佐賀県告示第三百四十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十三年十月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

その(一)

一 名称

有田特定猟具使用禁止区域

二 区域

有田町泉山の県道上有田停車場線と国道三十五号との交点を起点とし、同起点から同国道に沿って南西に進みJR佐世保線との交点に至り、同点から同路線に沿って東に進み県道大木有田線との交点に至り、同点から同県道に沿って北に進み県道伊万里有田線との交点に至り、同点から同県道に沿って東に進み県道大木有田線との交点に至り、同点から同県道に沿って北東に進み県道上有田停車場線との交点に至り、同点から同県道に沿って東に進み起点に至る線に囲まれた区域

三 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成三十三年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

その(二)

一 名称

嬉野特定猟具使用禁止区域

二 区域

嬉野市湯野田の国道三十四号と県道大村嬉野線との交点を起点とし、同

起点から同国道に沿って北東に進み市道病院通り線との交点に至り、同点から同市道に沿って北に進み市道大畑内野山線との交点に至り、同点から同市道に沿って南東に進み国道三十四号との交点に至り、同点から同国道に沿って北東に進み県道鹿島嬉野線との交点に至り、同点から同県道に沿って南東に進み市道下野線との交点に至り、同点から同市道に沿って南西に進み市道下岩屋線との交点に至り、同点から同市道に沿って南西に進み県道大村嬉野線との交点に至り、同点から同県道に沿って北に進み起点に至る線に囲まれた区域

三 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成三十三年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器